

第154回 石川県都市計画審議会 議事録

平成23年11月9日（水）10時00分から
石川県庁舎 11階 「1109会議室」

◎事務局 : それでは定刻になりましたので、ただいまから、第154回石川県都市計画審議会を開催いたします。審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして辻技監からご挨拶申し上げます。

○辻技監 : おはようございます。土木部技監の辻でございます。本日は、お忙しい中、また、早い時間帯にも関わらず、委員各自におかれましては、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

さて、北陸新幹線金沢開業が3年後ということになりまして、現在、開業に向けて3つの重点プロジェクト、おもてなしの向上、食文化の魅力向上、そして、歴史産業を活かした地域づくり。この3つのプロジェクトが加速されております。

都市計画の分野におきましても、金沢外環状道路の海側幹線など、交流基盤の整備でございますとか、それから寺町、小立野の無電柱化、あるいは小松栗津の無電柱化、美しい石川の景観づくりなど、関係市町の連携を図りながら進めているところでございます。

また、昨今、まちづくりにかかる主体、担い手も、県から市町へ、そして、行政から地域・地元へと変化しておりまして、本年5月に地域主権改革一括法が交付されまして、都市計画法も大幅に改正され、国・県の関与が大幅に縮小されたところでございます。今後、地域の創意工夫を活かした都市計画を推進することがこれまで以上に可能となり、本県におきましても、より県民ニーズに応じた都市計画を進めてまいりたいと考えております。

本日は、能越自動車道の変更など七尾都市計画道路の変更それから、金沢都市計画土地区画整理事業の変更、金沢都市計画道路の変更の3件を上程させていただいておりますけれども、委員各自におかれましては、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。簡単でございますけれども、開会のごあいさつとさせていただきます。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。議事次第、A4版1枚でございます。A4の冊子ですけれども、議案書、それから資料1、都市計画決定案件市町決定一覧表、2枚ものでございます。をご用意しております。足りない資料がございましたら、事務局までお知らせ願います。

それでは、前回3月25日に開催しました審議会以降の委員の交代につきまして、ご報告申し上げます。

議案書の1ページから3ページをご覧ください。学識経験者委員におかれましては、農業分野の委員につきまして、大泉豊秋様に替わりまして氣戸佐

俊様にお願いすることになりました。関係行政機関委員におかれましては、人事異動に伴いまして、北陸農政局長の角田豊様から高嶺彰様に替わられました。県議会議員の委員におかれましては、石坂修一様、米田義三様から北村繁盛様、紐野義昭様にそれぞれ替わられました。市議会議長の代表委員におかれましては、石川県市議会議長会会長の田中仁様から上田章様に、また、町議会議長の代表委員におかれましては、石川県町村議会議長会会長の坂井幸雄様から夷藤満様に替わられました。臨時委員におかれましては、人事異動に伴いまして、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社長の荻野浩平様から三浦勝義様に、北陸財務局長の春山芳司様から篠原寛様に、中部経済産業局長の加藤洋一様から紀村英俊様に、北陸信越運輸局長の伊藤松博様から最勝寺潔様にそれぞれ替わられました。

以上、委員の交代についてご報告いたしました。なお、本日の審議会には、出席依頼委員 22 名中、14 名の委員の方々にご出席いただいております。それでは、ここから川上会長に議事進行をお願い申し上げます。川上会長、よろしくお願いいたします。

◆川上会長： 本日は、委員の皆様におかれましてはご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今、事務局からご報告がありましたように、出席依頼委員 22 名中 14 名のご出席をいただいております。半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は、池本委員と山田委員にお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： 議案書の 4 ページをご覧ください。前回の第 153 回審議会の結果についてご報告いたします。前回、承認する旨答申のありました、金沢都市計画区域区分の変更につきましては 6 月 3 日に、津幡都市計画道路の変更につきましては 5 月 6 日に県告示がなされております。以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長： 次に、議案の審議に入ります。委員の皆様におかれましては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 1515 号七尾都市計画道路の変更について上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それではご説明いたします。議第 1515 号七尾都市計画道路の変更についてでご説明いたします。お手元の議案書では、7 ページから 19 ページになりますけども、最初に都市計画道路網の見直し関係について説明し、その後、能越自動車道についてご説明いたします。

それでは、ご説明いたします。議案書は7ページから8ページ、図面は9ページになります。

まず、本県における都市計画道路見直しの取組状況についてご説明いたします。本県では、昨年度末までに計画総延長1,019kmの都市計画道路を決定しており、そのうち約6割の610kmが整備済で、その約2割にあたる184kmは当初決定より20年以上経過し、現在でも整備未着手となっております。

長期未着手となっている路線については、近年の社会情勢やまちづくりの方向性の変化、公共事業費の縮小などにより、都市計画道路としての必要性が変化してきており、その見直しが必要と考えております。このような状況の下、本県では、平成15年度に都市計画道路見直しガイドラインを策定し、各市町において平成18年度より順次、長期未着手道路の見直しを進めております。

これまで、金沢市など7市町で、見直しが完了してございまして、現在は、加賀市や、本日ご審議いただく七尾市などの4市町において、見直しの検討が進められております。

七尾市の都市計画道路の整備状況につきましては、昨年度末で都市計画道路の総延長62.8kmのうち、約3割にあたる19.3kmが整備済となっておりまして、20年以上未着手となっている路線は19kmとなっております。

次に、見直しの経緯についてご説明します。七尾市では、平成21年度に和倉地区の見直しを行いました。引き続き、七尾地区については、平成22年度より着手し、これまでに7回の都市計画道路見直し検討委員会を開催いたしまして、その間、パブリックコメントを1回、地元説明会を4回実施することで、見直しに関する合意形成を得ております。

その結果、18路線26.7kmを見直し対象とし、うち17路線、総延長20.5kmについて変更を行うことといたしました。

見直しにあたっては、1、機能を代替する道路が確保されている。2、都市計画決定はしているものの、道路構造令の基準等により、現実的に整備困難、もしくは、事業費が膨大となる。3、土地利用状況及び計画が変化している。4、地域コミュニティや歴史的資源等の喪失の恐れがある。などの4つの観点について定量的・定性的に評価を行っております。そして、交通上、防災上の支障の有無を検証した上で、総合的に判断し、廃止あるいは変更を行いました。

次に、見直し対象路線についてご説明いたします。この画面は、七尾市の市街地を示しております。国道159号こちら、それから、国道249号と国道160号が東西に延びております。また、JR七尾線がありまして、七尾市役所がこちらです。都市計画道路について、整備済みは黒い実線、未整備は赤の実線で示しております。これらの中から、外環状線など赤の実線で示す18路線を見直し対象としております。

その結果、緑で示しました1路線が継続、赤の7路線が幅員変更、青の10路線が区間廃止もしくは全線廃止とする結果となりました。本審議会で

ご審議いただく案件としては、県決定対象路線となる県道もしくは4車線以上の道路などの10路線となります。それでは、具体的に各路線についてご説明いたします。

まず最初に、3・2・1号 外環状線でございます。本路線は、七尾市大田町を起点とし、市街地内への通過交通の流入を抑制する外郭道路として、昭和47年に都市計画決定されています。

整備状況につきましては、万行地内の900mが土地区画整理事業、古府町から国分町までの1,380mが藤橋バイパスのⅠ期区間として整備済みであります。また、国分町から小島町までの1,700mについて、現在、藤橋バイパスⅡ期区間として事業中、その他区間が未整備となっております。このうち、国分町から津向町までの3,300mについて、幅員32m、4車線に拡幅する計画を、既に整備されている区間510mは現道幅員の17mに、それ以外は幅員12mの2車線の道路に変更するものです。

その理由といたしまして、後ほど説明いたします能越自動車道が近接し、将来交通量が減少することにより、幅員・車線数を縮小するものです。

続きまして、3・3・1号七尾金沢線についてです。本路線は、七尾市湊町を起点とし、羽咋方向に延びる道路として、昭和31年に都市計画決定されており、現在は、その一部が国道159号として供用されています。整備状況に関しては、起点からの580mは未整備、川原町から古府町1,100mは、計画幅員2/3以上の幅員が確保されています、いわゆる概成区間となっており、その南側3,200mは、現在、国道159号七尾バイパスとして事業を実施しております。変更内容として、現在、33mに拡幅する計画を、湊町から川原町までの580mは、幅員12m、2車線に、川原町から古府町までの1,100mは、車線数は4車線のままで幅員を28mに変更するものです。

理由といたしまして、湊町から川原町交差点までの区間は、将来交通量に基づけば2車線での交通処理が可能であることや、計画道路が密集市街地を通過することによるまちなみやコミュニティ喪失が懸念されるためです。また、川原町から古府町までの区間は、歩行者数が1日当たり約310人、自転車交通量は約350台と、いずれも多くはなく、沿線商業施設には駐車場を完備しており、大型車の停車需要が少ないため、停車帯と歩道幅員を縮小するものです。

次に、3・4・3号 川原松百線の変更についてです。本路線は、七尾市川原町を起点とし、中心市街地を東西に通過する幹線道路として、昭和31年に都市計画決定され、その一部は国道249号として供用されています。整備状況に関しては、川原町から津向町までの2,630mが整備済、残る津向町から松百町までの580mが概成となっております。概成区間については、幅員を18mに拡幅する計画としておりましたが、今回、現道幅員と同様の10.5mに変更するものです。

その理由として、当該区間は、JR七尾線と並行し、道路南側の土地利用

が見込めないこと、北側についても停車帯の利用を伴う沿道施設の立地が見込めないと判断されるため、片側歩道の削除及び停車帯の縮小を行うものです。

次に、3・4・4号臨港線の変更についてです。本路線は、七尾市矢田新町を起点とし、七尾市の沿岸を東西に連絡する幹線道路として、昭和31年に都市計画決定されています。整備状況については、計画延長2,340mのうち、1,280mが整備済みとなっており、残る、矢田新町から府中町及びつつじが浜から小島町については、概成及び未整備となっています。今回、これらの概成及び未整備区間について、線形及び幅員の変更を行うものです。具体的には、矢田新町から府中町の580mについては、計画幅員と同程度の幅員を有する市道が並行していることから、市道に合わせた線形に変更するとともに、沿道に大型車の停車が見込めない区間の路肩を縮小し、総幅員を18mから11.5mに変更します。また、つつじが浜から小島町までの480mについては、沿道に大型車の停車需要が少ないことから停車帯を縮小し、総幅員を18mから15mに変更します。また、一部区間で計画道路に並行する市道が歩道機能を代替していることから、本路線の片側の歩道を削除し、13.5mに変更します。

次に、3・4・6号大田川原線の変更についてです。本路線は、七尾市大田町を起点とし、七尾市東部方面から市街地中心部へ連絡する幹線道路として、昭和31年に都市計画決定されており、その一部は国道160号として供用されています。整備に関しては、起点側の1,340m及び矢田新町から川原町までの1,530mが整備済み、残り2,090mが概成となっています。この概成区間については、18mに拡幅する計画としておりましたが、今回、15mに変更するものです。

その理由として、現在の沿道施設は敷地内に駐車場を確保していることや、今後、停車帯の利用を伴う沿道施設の立地が見込めないと判断されるため、停車帯を縮小するものです。

次に、3・4・5号環状線の変更についてです。本路線は、大田川原線と西街道線を結び、市街地内の通過交通を円滑に処理する環状道路として、昭和31年に都市計画決定されています。整備状況については、計画延長3,330mのうち、万行町の140mが土地区画整理事業により整備済みとなっており、残る3,190mは未整備となっています。今回、この路線については廃止することといたします。

その理由といたしまして、当該路線は、鉄道と立体交差するため、周辺地域への影響が大きいこと、また、既成市街地を斜めに横断するため、不整形な残地が多く発生すること、更には、廃止による代替措置として、国分藤橋線や矢田本府中線、万行大和線を新たに都市計画決定し、整備することで、既存道路を含めた道路ネットワークが構築されるためです。

次に、3・4・7号三島藤橋線の変更についてです。本路線は、JR七尾線を挟んで、北側の三島町から南側の藤橋町を結び、鉄道で分断された南北市街地を連絡する補助幹線道路として、昭和31年に都市計画決定さ

れており、現在、全区間において、未整備となっています。今回、この路線については廃止することといたします。

その理由といたしまして、国道249号以北では、府中七尾駅線や現市道がネットワーク機能の代替となり得ること、整備にあたり、鉄道や国道249号と新たに立体交差が必要となりまして、周辺地域への影響が大きいこと、また、既成市街地を斜めに横断するため、不整形な残地が多く発生するなど地域コミュニティの喪失が懸念されるためです。

次に、3・4・8号 矢田小島線の変更についてです。本路線は、七尾市街地の中心部を東西に連絡する補助幹線道路として、昭和31年に都市計画決定されております。現在、全体2,480mのうち、生駒町の45mが改良済み、富岡町から小島町までの250mが概成となっており、その他の区間は未整備となっています。今回、この路線については廃止することといたします。

その理由として、周辺に代替えとなる国道160号や臨港線といった既存道路があること、計画道路にかかる移転物件が多く、コミュニティの喪失が懸念されるためです。

次に、3・4・11号 小島線の変更についてです。本路線は、臨港地区と川原松百線を連絡する補助幹線道路として、昭和55年に都市計画決定されております。整備状況につきましては、計画延長310mのうち、起点から小島町交差点までの120mは整備済みとなっており、残る190mは未整備となっています。今回、この路線については廃止することといたします。

その理由として、当該路線に並行する、都市計画道路桜川線では、新たに歩道を追加する都市計画変更を行うこととしており、この変更により、小島線の機能を代替できるためです。

最後に、3・4・13号 大田新線の変更についてです。本路線は、幹線道路である国道160号と外環状線を連絡する補助幹線道路として、昭和56年に都市計画決定されており、現在、未整備となっています。今回、この路線については廃止することといたします。

その理由として、当該路線の周辺に、市道東湊11号線や東湊18号線といった既存の市道が既に整備されており、機能を代替できるためです。

以上が、七尾都市計画道路網の見直しに関する内容になります。

なお、本案件につきましては、本年8月9日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

- ◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。かなり大きな見直しとなっておりますが、いかがでしょうか。
- ◆川上会長： かなり大きな見直しでしたが、関係の市民・住民の方からは何か意見・要望はありましたでしょうか。

◎事務局：検討委員会を開催するにあたりまして、地元説明会も数回行っております。その中で、色んな意見はございましたが、今回の変更案につきましては、賛成意見も多く、今回のような変更案となりました。

◆川上会長：他にありませんでしょうか？では、引き続き能越自動車道線について事務局から説明して下さい。

◎事務局：それでは次に、1・3・1号能越自動車道線の計画変更についてご説明いたします。議案書は、11ページから19ページになりますが、そのうち、道路計画の変更については11ページから13ページ、環境影響評価については15ページから19ページになります。

まず、能越自動車道の位置と整備状況についてご説明いたします。能越自動車道は、東海北陸自動車道の小矢部砺波JCTから、一部能登有料道路を經由し、輪島市までを結ぶ全長約100kmの自動車専用道路です。そのうち、小矢部砺波JCTから氷見北IC間と、田鶴浜ICから徳田大津間、そして能登有料道路を經由して穴水ICから能登空港IC間が供用済となっております。また、輪島道路を含む輪島ICまでの区間は、一部計画中にはありますが、鋭意事業を進めているところであります。氷見北ICから七尾IC間についても事業を進めており、平成20年代中頃の供用開始予定となっております。

今回都市計画決定を予定している区間は、唯一ルートが決定していない田鶴浜から七尾間の9.5kmです。

次に、田鶴浜七尾間の設計条件とルート概要についてご説明いたします。対象となる9.5kmの区間は、国道249号である現道を極力活用する現道活用区間と、新規に道路整備を行う新設区間に分かれております。田鶴浜ICは能越自動車道に直結され、現在ある高田、和倉、直津ICは、そのまま活用いたします。

また、新設区間には、能登総合病院へのアクセス性や道路整備に伴う施工性を考慮し、片方向からのみ乗り入れ可能なICを2箇所新設いたします。

道路の幅については、総幅22mで4車線とし、設計速度は、80km/hとしております。なお、今回の都市計画変更に伴い、当路線と重複する3・4・15号七尾田鶴浜線の一部区間5.3kmを削除し、名称を3・4・15号小島赤浦線に変更します。

計画平面図について、田鶴浜方向から順を追ってご説明します。赤線部分が今回提案しているルートの平面図です。まず、高田IC周辺ですが、図に示すとおり、ほぼ現道と同じルートとしております。その高田ICから主要地方道氷見田鶴浜線に下りるランプについても、ほぼ現道と同じルートで接続します。次に、和倉IC周辺です。これも現道とほぼ同じルートとなっており、現ICをそのまま活用する計画です。これは直津IC周辺です。これも現道とほぼ同じルートで、ICも現ICを活用する計画ですが、直津ICから東側に約1km離れたところから、新設区間の始まりとなります。

す。その箇所では、現在の国道249号に流入する病院西ICを新たに設置する計画となっております。次に病院西ICと病院東IC周辺です。病院西ICは田鶴浜方向からの乗り入れのみが可能となるICであり、病院東ICは氷見方向からの乗り入れのみが可能となるICであります。最後に七尾IC周辺です。このルートは主要地方道七尾羽咋線、及びJR七尾線を横断することから、一部高架構造となっております。そして七尾バイパス計画区間を含む能越自動車道七尾氷見道路に接続する計画となっております。

引き続き、能越自動車道線の環境影響評価について、ご説明いたします。お手元の議案書では、15ページから19ページになります。

まず、環境影響評価を実施した理由を説明いたします。今回都市計画変更を行う区間は、延長約10kmの4車線の一般国道です。環境影響評価法によれば、環境影響評価の実施が必要とされる第一種事業に該当し、都市計画変更の手続きと併せて行うこととなります。

具体的な環境影響評価の手続きの流れについて、ご説明いたします。この環境影響評価については、環境影響評価法や県条例に基づき、平成19年度に、環境影響評価の調査項目や方法を記載した「方法書」を公告縦覧しております。昨年度は、その方法書を基に調査・予測を行った「準備書」を作成し、都市計画案と同時に公告縦覧しております。その後、住民や関係機関等に対し、広く意見を求めた後、県環境審議会を経て、知事及び国土交通大臣の意見も踏まえ、必要箇所については補正しております。今回は、その内容について付議するものであります。

実施した環境影響評価の項目は、表に示す大気質、騒音、振動など、16の環境要素としています。また、影響要因としては、道路の供用時と工事の実施時に分けて、調査、予測、評価を行っております。ここでは、主なものとして、大気質、騒音、振動、水質、動物、植物、生態系の7項目について、説明いたします。

まず、大気質の予測・評価ですが、事業実施区域周辺の図に示す赤丸の5地点で行っております。具体の地点としては、高田IC、直津IC、能登総合病院、主要地方道七尾羽咋線、国道159号の周辺であり、自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は環境基準を十分に下回る結果となりました。

また、建設機械の稼働に係る降下ばいじん及び青丸地点での工事用車両の運行に係る降下ばいじんについても環境基準を下回る結果となりました。いずれの項目についても、全ての地点で基準値を下回り、環境への影響は小さいものと考えます。

次に、騒音です。予測については、大気質と同様の5地点で、自動車の走行、建設機械の稼働、工事用車両の運行の影響について行いました。

予測結果ですが、自動車の走行に係る影響については、全ての予測地点で環境基準を下回る結果となりました。建設機械の稼働に係る影響について

は、高田 I C 周辺において、仮囲い・防音シートの設置などにより、特定建設作業にかかる規制に関する基準を下回る結果となりました。工事用車両の運行に係る影響については、青丸で示した3地点において予測した結果、騒音規制法による道路交通騒音の基準値を下回る結果となりました。以上のことから、騒音について、環境への影響は小さいものと考えます。

振動については、騒音と同様、自動車の走行、建設機械の稼働、工事用車両の運行の影響について予測しました。振動の基準値として、自動車の走行、及び工事用車両の運行に係る影響については振動規制法による道路交通振動の要請限度、建設機械の稼働に係る影響については特定建設作業の規制に係る基準を設定しておりますが、いずれの項目も基準値を下回り、環境への影響は小さいものと考えます。

水質については、工事に伴う水の濁りによる影響と地下水への影響といたしました。まず、水の濁りです。水の濁りについては、水中に浮遊している物質を予測項目とし、その予測地点は、図の赤丸で示した工事実施区域の下流の7河川で行いました。その結果、降雨時の工事の実施に伴う浮遊物質は、流入前が2.1~20.5mg/l、流入後が10.3~94mg/lとなりました。工事中については、水の濁りについて監視を行い、必要に応じて、土砂流出防止策や仮設沈殿池の設置などの環境保全措置を実施することにより、浮遊物質は低下し、環境への影響は小さいものと考えております。

次に、地下水ですが、事業実施区域内には、図の黄色の丸で示した5箇所の水道水源井がありますが、計画道路による直接的な改変はなく、井戸の深度がいずれも100m以上あることから、環境への影響は小さいものと考えます。

続いて、動物です。現地調査により、重要な47種を確認しました。予測は、道路の供用、工事の実施に係る重要な種への影響について、科学的知見を参考に、定性的に行いました。その結果、鳥類のミサゴとサシバ、昆虫類のオオルリハムシの3種類については、工事の実施による影響の可能性が考えられることから、環境保全措置を検討しました。環境保全措置としては、ミサゴとサシバについては、低騒音型建設機械の使用、工事区域内での工事車両の徐行運転、徐々に工事に慣らすコンディショニング等を実施します。オオルリハムシについては、改変区域外への移植を考えています。これらの環境保全措置については、事業実施段階において専門家の助言を踏まえながら実施することとしております。

続いて、植物です。現地調査では、重要な52種を確認しました。予測は、道路の存在、工事の実施に係る重要な種への影響について、科学的知見を参考に、定行的に行いました。

その結果、コウホネ、ヒツジグサなど7種については、工事の実施による影響の可能性が考えられることから、環境保全措置を検討しました。環境保全措置として、赤色で囲ったコウホネなどの水生・湿生植物5種につい

ては、溜池の水源として樹林の谷からの沢水等の確保、濁水発生の低減を考慮しております。また、緑色で囲ったヒトツボクロについては、生育箇所の明示及び立入り制限の周知徹底。黄色で囲ったカワヂシャについては、改変区域外への移植の検討を考えています。これらの環境保全措置については、事業実施段階において専門家等の助言を踏まえながら実施します。

続いて、生態系です。生態系については、生息・生育する動植物等の生態的特徴と食物連鎖を考慮し、各生態系の指標として、食物連鎖の上位に位置する「上位性」、地域の代表的な生態系を現す「典型性」、地域の特殊な生態系を現す「特殊性」の観点から、予測・評価を行うものです。今回、地域を特徴づける生態系として、樹林地・里山の生態系と川沿いの平地の生態系を想定し、それぞれの生態系における注目種への影響について予測を行いました。

まず、樹林地、里山の注目種ですが、上位性としてキツネとオオタカを、典型性としてタヌキ、ヤマガラ、モリアオガエル等7種を、特殊性としてホクリクサンショウウオとジュズカケハゼを選定いたしました。これら注目種は、現道の一部を利用するなど、事業実施による改変の程度は小さいことから、生育環境への影響は小さいものと考えます。

次に、川沿いの平地の生態系です。注目種ですが、上位性としてミサゴとサギ類を、典型性としてハタネズミ、トノサマガエル、トウヨシノボリ等7種を選定しました。その結果、ミサゴについては、工事の実施による影響が考えられることから、低騒音型建設機械の使用などの環境保全措置を検討します。また、その他の種については、現道の一部を活用するなど、事業実施による改変は小さく、生息生育環境への影響は小さいものと考えます。

以上、ただいま説明しました項目及びその他の項目につきまして、環境保全のための措置を適切に講じること等により、環境への影響をできる限り回避又は低減していると評価しております。

なお、道路の計画案と環境影響評価につきましては、昨年9月7日から1ヶ月間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

●高山委員： 能越自動車道のICのことについてもう一度ご説明をお願いします。聞き逃したのかも知れませんが、能登総合病院の左右に病院西ICと病院東ICがありますが、これは片側のICですね？どちらから乗り降りするのでしょうか？

◎事務局： 病院西ICについては、田鶴浜方向から乗り降りする、と。病院東ICについては、富山方向からの乗り降りとなります。

●高山委員：1カ所での乗り降りとしなかった背景はどこにあるのでしょうか。

◎事務局：ひとつの要因とすれば、コスト縮減の観点から、2カ所にわけた方が経済的だ、というふうに聞いています。更に詳しいことについては、金沢河川国道事務所さんがおりますので、金沢河川国道事務所の方からご説明していただきたいと思います。

●高山委員：基本的には取り付け道路との関係だとか、今言われたように1カ所にするよりは2カ所にした方が経済的な場合もあるのですが、そういった事情が今のその図からは読み取れないので、もう少し詳しい説明があるといかない、と思います。

◎金沢河川：金沢河川国道事務所です。いつもお世話になっております。今、高山先生国道事務所がおっしゃったところが大きくて、病院東ICにつきましては、そこにアクセスする道路があると思うのですが、そちらの関係から、病院の方にアクセス性が高いということもございまして、そちらの方にICを作っております。病院西ICにつきましては、国道249号がありますので、そちらの方からのアクセス性を考えまして、コストの面も考慮いたしまして、ハーフICを2つ設置させていただいた、ということでございます。

●高山委員：わかりました。

◆川上会長：他にございませんでしょうか？

◆川上会長：先ほどの報告の中で、動物とか植物とかで、工事中とか工事を進めるにあたっての配慮・検討事項も併せてご報告されましたけども、確実に実施されるための措置はどういうふうにとられると考えておられるのですか？

◎事務局：具体的には事業の実施段階において、項目によっては専門家等の意見を踏まえながら環境保全措置については対応していくというふうに聞いております。

◆川上会長：それで例えば、建設業者が配慮すべきことが書かれているのですが、これが確実に実施されるための措置というのは、どのようなものが予定されているか、ということなのですが。

◎金沢河川：金沢河川国道事務所の方からお答えさせていただきます。ご質問のあった国道事務所点につきましては、建設業者さんへの指導、ということになると思っておりますが、工事を実施する段階で施行計画書というものを事前に出していただくのですが、それについて、事務所の方でヒアリング等を実施します。その段階で環境への対応というところについても、ヒアリングの

中で逐次、確認・指導をしていきたいと。実際、そういうこともやっておりますし、今回についてもそういうふうにやっていきたいと思っております。それと、先ほど事務局の方からも説明がありましたけども、専門家の学識者の方からご意見等いただきながら進める、ということがありましたけども、現在実施している事業につきましても、適宜専門家の皆さんからご意見いただきながら、事業を進めて参りますので、同じように進めて参りたいと思っております。

◆川上会長：ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

●気戸委員：道路計画の変更そのものよりも、一般道として国道249号の高田ICから、次できるであろうという病院西IC間は、今は一般道として使っていて大変利用度が高いと思うのですが、能越自動車道の扱いになっていきますと、4車線で認可されていきますと、一般道との併用はどのようになっているのでしょうか。全くわからなくてきているのですが。要するに、完全な能越自動車道という形をとっていくと、通勤等において、非常に和倉の方の旧道がまた混雑するようなことになるのではないかと考えたのですが、その辺はいかがでしょうか。

◆川上会長：事務局、お願いします。

◎事務局：今回、能越自動車道線という形で計画決定いたしますが、変更した暁には、自動車専用道路という形での病院西ICから田鶴浜ICまでの自動車専用道路という形になります。ただ、この道路につきましては、将来無料道路という形で通すことになっておりまして、将来的には現在使われている方々も、自動車という形であれば、自由に使うことができるということになっております。

●気戸委員：そうすると、当然有料道路との違いといいますか、一般の人は今現在お金を払うことなくこの区間を利用してのいるのですが、その点はいかがのでしょうか。

◎事務局：今回計画決定するところは、無料道路という形で自動車及び自動二輪車が走れる道路として供用されることになっておりますので、その辺はご心配に及びません。

●気戸委員：わかりました。ありがとうございました。

◆川上会長：自転車・歩行者はどうなるのですか？

◎事務局 : 現道については、歩道がございます。ただ、ほとんど現況の通過量がございません。ただ、機能は確保したいということで、事業の実施にあたっては、地元との調整の中で必要な箇所自動車専用道路の隣に副道という形で道路を設ける、という計画になっております。

◆川上会長 : よろしいでしょうか？

●気戸委員 : はい。

◆川上会長 : 他にありますでしょうか？では、特にございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。それでは次に、議案第1516号金沢都市計画土地地区画整理事業の変更についてを上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局 : それではご説明いたします。議第1516号金沢都市計画土地地区画整理事業の変更についてでございます。お手元の議案書では21ページ、図面は23ページになります。案件は、野々市町北西部土地地区画整理事業の変更であります。

こちらのスクリーンをご覧ください。こちらの図で、灰色の実線が国道8号と国道157号、黒色の点線がJR北陸本線、黒丸のところがJR野々市駅になります。また、赤色の実線で囲まれた区域が、野々市町北西部土地地区画整理事業の施行区域でございます。平成11年度に都市計画決定されております。変更内容といたしましては、北陸新幹線建設事業に伴い、区画整理事業区域を一部除外するものです。

具体的な変更内容については、拡大図によりご説明いたします。こちらが、変更部分の拡大図になります。JR野々市駅舎については、当初より土地地区画整理事業の施行区域に含めず、駅前広場を事業により整備することとしていました。その後、平成17年度に認可された北陸新幹線建設事業の高架工事に伴い、緑の点線で囲まれた位置から実線の位置、いわゆる高架下へ駅舎の移転が必要となりました。移転先では、土地地区画整理事業の施行区域に一部重なるため、その区域の削除と地区の測量結果も合わせて、今回施行区域の面積を、約65.8haから65.5haに変更するものです。

また、野々市町を野々市市とする告示を受けまして、施行区域名称を野々市町北西部土地地区画整理事業から野々市市北西部土地地区画整理事業へ名称変更するものです。以上が、金沢都市計画土地地区画整理事業の変更でございます。

なお、本案件につきましては、本年8月9日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんでしょうか。特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議案第1517号金沢都市計画道路の変更についてを上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それではご説明いたします。議第1517号金沢都市計画道路の変更についてでございます。お手元の議案書では25ページ、図面は27ページになります。案件は、3・4・71号野々市駅通り線の変更であります。こちらのスクリーンをご覧ください。野々市駅通り線は、先ほどご説明した、野々市町北西部土地区画整理事業施行区域内の道路になります。本路線は、JR野々市駅と都市計画道路二日市松任線を結ぶ補助幹線道路であるとともに、野々市駅の駅前広場を有している道路として、昭和44年に都市計画決定されております。

今回、北陸新幹線建設事業区域の確定や、それに伴う野々市駅舎の移転に伴い、駅前広場の道路区域を変更するものです。具体的な変更内容につきましては拡大図によりご説明いたします。

今回、新幹線建設事業の区域の確定に伴い、高架下となる区域については道路区域より削除し、旧駅舎があった区域で新幹線事業と現在の道路区域に囲まれる、赤い部分ですけども、区域については、駅前広場として一体的に整備ことといたしまして、道路区域に追加いたします。

その結果、駅前広場の面積は約3,050㎡から約2,670㎡に縮小となります。また、図面左側の方ですが、踏切取付部分の道路線形が変更になったことにより、道路区域を拡大いたします。

次に、駅前広場の整備計画についてご説明いたします。こちらは、変更する前の駅前広場の計画図になります。当初計画では、バス・タクシー乗降場と、13台分の乗用車駐車場、及び約150台の駐輪場を計画しておりました。

こちらは、変更計後の駅前広場の計画図になります。変更後では、コミュニティバス乗降場の新設やタクシー乗降場の増設と乗用車駐車場は、身障者用駐車場1台を含む11台分を確保する計画としております。また、駐輪場の区域は、高架下となるため、駅前広場から削除することとしましたが、広場とは別に、高架下2カ所で約400台分を確保し、JRやバス利用者への利便性向上を図ることといたしております。以上が、金沢都市計画道路の変更でございます。なお、本案件につきましては、本年8月9日から2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

◆川上会長：最後に、事務局の方から報告を説明願います。

◎事務局：お配りしてありますA3資料1、都市計画決定案件市町決定一覧表をご覧ください。

これは、前回3月25日開催の、第153回審議会で報告した分以降で、市町審議会で審議決定された都市計画決定案件の一覧表でございます。全体で12件あり、このうち前回報告済みで、その後に決定告示されたものが10件ありまして、表の上から10番目まででございます。また、前回審議会以降に市町の審議会で審議されたものが2件ございます。このうち、1件は既に決定告示を終えております。

2枚目のA4、市町別・種別別都市計画決定案件数の表をご覧ください。市町別の件数については、金沢市7件、小松市2件、七尾市1件など合計12件となっております。以上でございます。

◆川上会長：只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。特にないようですので、これで、本日諮問のありました案件、報告等につきましては、無事審議が終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

◎事務局：ご審議、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第154回石川県都市計画審議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。